

ノムノム出店規約

本規約は、出店申込者（以下「出店者」という）が TSUKU TSUKU 株式会社（以下「当社」という）が運営する社交飲食店等に関する情報掲載サービスである「ノムノム」出店サービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたって、当社と出店者との間の契約（以下「本契約」という）関係を定めるものです。本サービスのご利用を希望される方は、本規約にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。お申し込みいただいた場合、当社は、出店者が本規約に同意したものとみなします。

なお、本規約のほか、当社出店者間で適用される他の規約、ガイドライン、その他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）についても、本規約の一部を構成し、当社出店者間で適用される他の規約等に違反した場合も、本規約に違反したものとみなします。

第1条（本規約の目的／適用範囲）

1. 本規約は、本サービス、その他本サービスに関連するサービスの提供条件およびそれらの利用に関する当社と出店者との間の契約関係を規定することを目的とします。
2. 本規約は、本サービス、その他本サービスに関連するサービスに関する当社と出店者との間の一切の関係に適用されます。

第2条（出店の申込）

1. 本サービスにおいて店舗情報等の掲載等を行うこと（以下「出店」という）を希望する者は、本規約のすべてに同意の上、当社所定の方法により申し込みを行わなければなりません。
2. 当社は、出店者に本サービスを提供するにあたり、当社所定の審査を行うものとします。
3. 出店者は、第2項の審査の結果によっては、当社が提供する本サービスを利用できない場合があることを承諾するものとします。この場合、当社はその理由を開示しません。また、出店者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
4. 出店者は本店所在地が日本国内に登記されていることとします。（ただし、個人事業主の場合は日本国内に事業所所在地を有すること）
5. 出店者は、代表権を有する者が満20歳以上であることとします。
6. 出店者は、第1項の申込に際し、以下の書類を当社所定の方法によりアップロードするものとします。
① 法人の場合
 - 履歴事項全部証明書（発行3か月以内のもの）
 - 飲食店営業許可証

- 社交飲食店営業許可証、特定遊興飲食店営業許可証、深夜酒類提供飲食店営業届出受領書のいずれか
- その他当社が特に提出を求める書類

※接待飲食店営業店・特定遊興飲食店営業店・深夜酒類提供飲食店営業店に該当しない場合は、飲食店営業許可証のみご提出ください。

② 個人事業主の場合

- 代表者の印鑑証明書または住民票（発行3か月以内のもの）
- 開業届または最新年度確定申告書
- 飲食店営業許可証
- 社交飲食店営業許可証、特定遊興飲食店営業許可証、深夜酒類提供飲食店営業届出受領書のいずれか
- その他当社が特に提出を求める書類

※接待飲食店営業店・特定遊興飲食店営業店・深夜酒類提供飲食店営業店に該当しない場合は、飲食店営業許可証のみご提出ください。

7. 出店者は、第6項の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
8. 当社が、第1項の申込を承諾した場合、当社と出店者との間で契約が成立し、当社は、出店者に対し、当社が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の出店者の出店用のページ（以下「出店ページ」という）、店舗情報等の掲載等に必要となる当社所定のウェブサイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびに出店ページを構成するアプリケーションを、出店者が本規約等に従って使用することを許諾します。
9. 出店者は、集客ツール（二次元バーコードのデータ、および専用URL）の取得、パソコンならびにスマートフォン向け店舗コンテンツ作成、初回特典クーポンの発行、求人情報の掲載の権利を有します。
10. 出店者は、第8、9項に基づいて当社から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等を、出店ページの管理・運営以外の目的に使用してはならず、また、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。
 - ① 許諾プログラム・ソフトウェア等の複製
 - ② 許諾プログラム・ソフトウェア等の第三者（第11条（業務委託）規定する業務を委託された者を除く）に対する開示、使用許諾、譲渡、貸与、担保供与その他一切の処分
 - ③ 許諾プログラム・ソフトウェア等の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法によるソースコードの解析
 - ④ 許諾プログラム・ソフトウェア等の改変
11. 契約申請後14日間が経過しても契約が完了しない場合、申請は破棄されます。

第3条（届出事項）

1. 出店者は、以下の各号に変更がある場合、あらかじめ当社所定の方法により届け出るものとします。届出がなかったことによる損害は出店者の負担となります。
 - ① 商号（屋号）、代表者名および住所
 - ② 出店についての責任者（以下「管理責任事業者」という）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項
 - ③ その他当社が指定する出店者の業務に関する事項
2. 当社が第1項により届出のあった出店者の住所に書面を郵送した場合には、出店者の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。
3. 当社が第1項により届出のあった出店者の管理責任事業者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には当該電子メールは出店者が受信した時点または当社による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。

第4条（出店プラン・モジュール）

1. 出店者は、出店に際し基本機能に加えて以下のプランを利用することが出来ます。

基本機能

 - ① 「ツクツク!!!」出店ライセンス
 - ② ホーム機能（メインページ・集客システム・マーケットプレイス収益還元・クーポン等）

ノムノムプラン

 - ① 「ノムノム」出店ライセンス
 - ② 掲載情報の作成・公開（営業時間、料金システム等の店舗情報の掲載・求人情報の掲載・クーポン等）
2. 出店者は、当社所定の方法にて申請をすることにより利用プランの変更、利用モジュールの追加をすることができます。
3. 当社との契約により、特約店規約第14条（特約店業務）に規定する特約店業務を委託された事業者（以下「特約店」という）、代理店規約第14条（代理店業務）に規定する代理店業務を委託された事業者（以下「代理店」という）への契約変更の際には、改めて当社との再契約が必要となります。また特約店契約、代理店契約の際は別途クムクム株式会社との契約も必要となります。
4. 第3項による再契約の場合のみ、出店者として保持するデータを特約店、代理店アカウントへの引継ぎを行います。ただし、特約店、代理店から加盟店へ再契約を行う場合を除きます。

第5条（権利の譲渡等）

1. 出店者は、ノムノムに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保入その他形態を問わず処分することはできません。ただし、事業の承継等が発生した場合等、以下の各項の規定に則り当社が認めた場合を除きます。
2. 出店者は以下の各号の規定に則り、出店者の資格を他の者に承継させることができます。

① 法人の場合

出店者である法人が合併または会社分割、営業譲渡等により権利主体が変更になった場合、変更後の権利主体は、ただちに変更の事実を当社に書面で通知（以下「権利主体変更通知」という）するものとします。出店者の資格は当社が権利主体変更通知を確認した時点をもって消滅します。ただし、出店者の資格の承継を希望する変更後権利主体は、権利主体変更通知と共に承継希望の意思を表示して当社に通知することができます。この場合において、当社が承継を承諾しないときは、権利主体変更通知受領後14日以内に、その旨を当該承継希望法人に当社所定の方法により通知（以下「承継不承諾通知」という）します。なお、当社が14日以内に承継不承諾通知をしない場合、承継希望法人は当該本契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。なお、地位承継を希望する場合は、地位承継を証する履歴事項全部証明書を提出しなければなりません。

② 個人事業主の場合

出店者である個人事業主（以下「個人出店者」という）が死亡した場合、その相続人は死亡の事実を当社に通知（以下「個人出店者死亡通知」という）するものとします。出店者の資格は当社が個人出店者死亡通知を確認した時点をもって消滅します。ただし、出店者の資格は、死亡した個人出店者の親族のうち二親等内かつ満20歳以上の1名に限りこれを承継することができ、承継を希望する者は、当社に対して、個人出店者死亡通知と共に、承継希望者の氏名・住所・電話番号・死亡した個人出店者との関係および承継希望の意思を表示して、通知しなければなりません。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後14日以内に、その旨を当該承継希望者に承継不承諾通知をします。なお、当社が14日以内に承継不承諾通知をしない場合、承継希望者は当該本契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。

3. 当社は、第2項に規定する承継を認めるまで、変更前の情報をもとに各種手続等を行います。当社は、通知があってから通知内容に基づく権利関係の変動を反映させるまでの間に生じた出店者の損害について一切の責任を負わないものとします。また、出店者の権利主体変更通知または個人出店者死亡通知が遅れたことにより生じた損害についても当社は一切責任を負わないものとします。

- 出店者が第2項に規定する事由の他に出店者の資格承継を希望する事由がある場合、当社の判断により資格を承継させることができるものとします。

第6条（出店管理ページの開設）

- 当社は、出店者に対し、第2条（出店の申込）第1項の申込を承諾した場合、サーバ内の当社が指定するURLに出店者の出店管理ページを開設するとともに、出店管理ページにアクセスするために必要となるログインIDおよびパスワードを発行します（出店管理ページの開設日を以下「アカウント発行日」という）。

第7条（コンテンツの制作・表示）

- 出店者は、出店ページ上に、当社の規定する規格に従い、店舗情報等（以下「コンテンツ」という）をアカウント発行日から合理的期間内に制作するものとします。
- 出店者は、第1項のコンテンツの制作にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - 第15条（禁止事項）その他本規約等に反する表示をしないこと
 - わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
 - 以下の事項について表示すること
 - 店舗名、電話番号
 - 営業時間、定休日等
 - その他当社所定の事項
- 出店者は出店後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上の店舗情報等を改訂し表示することができます。出店者は、店舗情報等について常に最新の情報をサイト利用者（以下「ユーザー」という）に提供するよう、定期的に更新を行うものとします。
- 当社は、出店者の作成したコンテンツがノムノムにふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、出店者はこれに従うものとします。
- 出店者は、以下の各号に該当する場合、直ちにコンテンツを変更しなければなりません。また、当社の判断で店舗情報等を強制的に非表示とすること（以下「強制取り下げ」という）できます。
 - コンテンツに誤りまたは変更すべき内容がある場合
 - コンテンツが本規約等または法令等に違反する場合
 - 出店者がコンテンツまたは店舗情報等について行政指導または行政処分を受けた場合
 - 第11条（業務委託）に規定する業務受託者が出店者の商品等について行政指導または行政処分を受けた場合

- ⑤ 前各号に規定する場合の他、コンテンツに重大な問題があると当社が判断した場合
6. 第5項に基づき変更または削除すべき原因が、ノムノムの運営に重大な影響を及ぼすものである場合、出店者は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に当社所定の方法にて通知の上、当社の指示に基づいた措置を講じるものとします。

第8条（出店ページとコンテンツの管理等）

1. 出店者は、自らの責任と費用負担において、出店ページ上のコンテンツを作成・管理し、バックアップを保存するものとします。
2. 出店者は、本規約により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂することができます。
3. 当社は、出店ページ上に表示すべき事項を出店者に指示することができ、出店者はこれに従うものとします。また、利用者が当該店舗の利用に際して参考になると当社が判断した情報または機能については、当社の判断で出店ページに付加することができ、出店者は付加された情報または機能につき、削除を求めるものとします。
4. 出店者が出店ページ上のコンテンツに関連して利用者、顧客または第三者からクレームを受けた場合には、すべて出店者の責任と負担において解決するものとします。またその結果、当社がユーザーその他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出店者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。
5. 当社は、出店ページ上のコンテンツが本規約に違反し、またはノムノムにふさわしくないと判断した場合は、出店者に対する内容変更の要請、出店ページの公開停止、コンテンツの削除、本契約の解除その他の適宜の措置を取ることができるものとします。
6. 出店ページにかかる著作物のうち、出店者が作成した権利許諾を受けたものは、出店者または出店者に対する権利許諾者に著作権が帰属し、当社が作成した権利許諾を受けたものは、当社または当社に対する権利許諾者に著作権が帰属します。
7. 出店者は、当社に対して、以下の各号に掲げる事項を許諾するとともに、許諾するために必要な権利がある場合には当該権利を権利者から取得するものとします。
 - ① 本サービスその他これらに関連するサービスを提供し、または出店者およびその商品等のプロモーションを行うため、これらの目的の範囲内で出店ページ上のコンテンツを利用すること
 - ② 第1号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
 - ③ 利用者に対して、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること

第9条（管理責任事業者）

1. 出店者は、本契約に基づく出店を行うに際して、以下の義務を負うものとします。

- ① 管理責任事業者および出店ページを利用した集客に関与する者に対し、サイトに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - ② 管理責任事業者に当社からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
2. 出店者は、管理責任事業者および出店ページを利用した集客に関与する者に変更が生じた場合には、パスワードの変更手続をしなければなりません。
3. 出店者は、善良な管理者の注意をもって本サービスを利用するものとします。

第10条（知的財産権の帰属）

1. 出店ページにかかる著作物については、当社が制作したものは当社が、出店者が制作したものは出店者が、それぞれ著作権を有します。
2. 出店者は、出店者以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を当社、当社が認める第三者および出店者が使用することについて許諾を受けなければなりません。
3. 出店者は、当社に対し、第1、2項の出店者または第三者の著作物について、当社がノムノムのプロモーションのため、サイト内または提携サイトからのハイパーリンク、OEM供給、SNS等、当社が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾するものとします。
4. 出店者は、当社および当社が認める第三者に対し、出店者または第三者の著作物等について、当社のサービスまたはインターネットサービスの向上に関する研究・開発の目的で利用・改変することを無償で許諾します。
5. 第2、3、4項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとします。

第11条（業務委託）

1. 当社および出店者は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者（以下「業務受託者」という）に委託することができます。
2. 第1項の場合、当社および出店者は当該業務受託者に対し、ユーザー情報の管理を徹底するとともに本規約を遵守させるものとし、当該業務受託者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとします。

第12条（キャッシュバック）

- 当該店舗のお気に入り登録、クーポンの利用を起因として登録したユーザーがBtoCマーケットプレイス「ツクツク!!!」（以下「ツクツク!!!」という）にて商品等を購入し得たポイントの40%が出店者に累積されます。当社は当月末に締め、累計額が5,000円以上に達した月の翌月以降、ツクツク!!!CMSご利用規約第16条（売上請求）に規定する売上請求時に、出店者の指定金融機関口座へ合算して振り込むものとします。また本契約を解約の際、累計未払い残高のお支払いは致しかねます。

第13条（顧客（ユーザー）情報）

- 出店者は、ユーザーの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「ユーザー情報」という）の取扱いにつき、ユーザーから以下の承諾を得るものとします。
 - 当社ならびに出店者が、当該店舗のお気に入り登録、クーポンの利用を起因として登録のあったユーザーのユーザー情報を、サービス運営のために必要な範囲で利用すること
- 当社は、当社が管理するユーザー情報につき、ユーザーのプライバシー保護およびノムノムの信頼性維持の観点から、出店者に開示する種類、範囲等について、当社が適当と判断する制限措置を講じることができるものとします。
- 出店者はユーザー情報（当社から開示された情報の他出店ページの運営に関連して出店者が直接取得した情報を含む。以下同じ）を、本規約によって認められ、かつ第1項によりユーザーの承諾が得られた範囲に限り、ユーザーのプライバシーおよびノムノム全体の利益に配慮して利用しなければなりません。また、出店者は業務受託者を除く第三者にユーザー情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはなりません。
- 出店者は、本契約終了後、当社が書面で特に承諾した場合を除きユーザー情報を利用することはできないものとします。また、出店者は契約終了にあたって当社の管理下にあるユーザー情報を抽出してはなりません。
- 出店者は、出店者が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に規定する個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならないものとします。

6. 出店者は、ユーザー情報の漏洩が当社の信用を毀損する等、その他当社全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、ユーザー情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、ユーザー情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければなりません。万一、出店者よりユーザー情報が他に漏洩した場合は、出店者は、故意または過失の有無を問わず、これにより当社および当社が認める第三者において生じた一切の損害および費用負担（ユーザーへのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずるものとします。
7. 第4項および第6項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとします。

第14条（守秘義務）

1. 当社および出店者は、本契約期間中または契約終了後にかかるわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という）を業務受託者を除く第三者に漏洩・開示・提供してはなりません。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではありません。
2. 当社は、第1項にかかるわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合または当社が、当社、ユーザー、他の出店者もしくは第三者の権利、財産の保護ならびにツクツク!!!の運営のため必要と判断した場合、当社のグループ会社、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、出店者に関する個人情報を含めた秘密情報を開示、交換することができます。
3. 前各項の定めにかかるわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第15条（禁止事項）

1. 出店者は、本サービス利用中は、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
 - ① 当社とインターネット上で必要なデータ等の受渡しができるシステム環境を保有・維持すること

- ② 消費者契約法・個人情報の保護に関する法律・特定商取引法・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律・割賦販売法・不正競争防止法・不当景品類及び不当表示防止法・古物営業法・旅行業法・労働基準法・職業安定法・宅地建物取引業法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・酒税法・健康増進法・食品衛生法・日本農林規格等に関する法律・食品表示法・電気通信事業法・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律・無限連鎖講の防止に関する法律その他の法令および官公庁によるガイドラインを遵守すること
2. 出店者は、以下の行為を行ってはならないものとします。
- ① 法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
 - ② 公序良俗に反する行為
 - ③ 18歳未満の者（高校生含む）に接待をさせる行為
 - ④ 18歳未満の者（高校生含む）に本サービスの利用または閲覧を促す行為
 - ⑤ 20歳未満の者に酒類またはたばこを提供する行為
 - ⑥ 暴力的・性的な表現、会員が不快に感じる画像・文章等の掲載をする行為
 - ⑦ アダルト関連の商品や店舗の紹介・誘導をする行為
 - ⑧ 未成年が関わる性的なコンテンツを掲載する行為
 - ⑨ 本サービス外での出会い（店舗が掲出した求人情報を通じての採用活動を除く）・わいせつ目的の利用およびそれを助長する行為
 - ⑩ 特定商取引に関する法律第33条連鎖販売取引に該当するビジネスへの勧誘行為または情報発信行為
 - ⑪ 宗教活動または特定の宗教の布教・勧誘行為
 - ⑫ 当社、他の出店者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - ⑬ 掲載ページから他販売ルートへ誘導し商品等を販売または斡旋する行為
 - ⑭ 当社の提供するサービスを通じて取得した電子メールアドレスに対し、本サービスと関連する内容以外で電子メールを配信する行為
 - ⑮ 第13条（顧客（ユーザー）情報）第1項に規定する目的外でユーザー情報を利用する行為
 - ⑯ 本契約終了後に、ノムノムの出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）
 - ⑰ 本サービスで得られた情報を利用して営業活動・引き抜き・勧誘する行為
 - ⑱ 当社と同種または類似の業務を行う行為
 - ⑲ 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為

- ㉐ ノムノム内に関し利用しうる情報を改ざんする行為
- ㉑ 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
- ㉒ サーバその他当社のコンピュータに不正にアクセスする行為
- ㉓ 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を、不正に収集、開示または提供する行為
- ㉔ 当社が別途禁止行為として規定する行為

第16条（パスワードの管理等）

1. 出店者は、第6条（出店管理ページの開設）に基づき当社から発行されたパスワードについて、業務受託者を除く第三者に知られないよう管理し、定期的に当社所定の方法によりパスワードの変更登録を行う等、パスワードの盗用を防止する措置を出店者の責任において行うものとします。
2. 出店者は、コンテンツの送信その他出店管理ページへのアクセスに際しては、当社所定の方法により、当社より発行されたログインIDおよびパスワードを入力しなければなりません。出店者は、アクセス時に入力されたログインIDおよびパスワードについて出店者のものと照らして齟齬がない場合、当社が出店者からの送信として取り扱うことを承諾するものとします。
3. 出店者は、第1、2項のログインIDおよびパスワードを適切に管理、保管および使用するものとし、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。
 - ① ログインIDおよびパスワードを出店ページの管理・運営以外の目的に使用すること
 - ② ログインIDおよびパスワードを業務受託者を除く第三者に利用させ、または業務受託者を除く第三者に譲渡、貸与等すること
 - ③ ログインIDおよびパスワードを業務受託者を除く第三者に知られる危険性のある態様で管理・保管・使用等すること
 - ④ その他、ログインIDおよびパスワードを不適切な態様で管理・保管・使用等すること
4. 出店者が第3項に違反した場合、当社は当該ログインIDおよびパスワードの使用を停止することができます。
5. 当社は、出店者の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第17条（サービスの一時停止）

1. 出店者は、本サービスについて、以下の各号により出店者に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 当社のサーバ、アプリケーション等の点検、修理、補修、改良等のための停止

- ② コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
 - ③ 当社、ユーザー、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他当社がやむを得ないと判断した場合における停止
2. 出店者は、サービス停止による損害の補償等を当社に請求しないこととします。

第18条（出店停止）

1. 当社は、出店者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、出店者の出店の停止、出店者が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができるものとします。この場合、出店者は速やかに当社の指示に従い、改善措置をとらなくてはならないものとします。なお、本条の定めは第23条（当社による解除・解約）に規定する当社による本契約の解除・解約を妨げないものです。
 - ① 第23条（当社による解除・解約）第1項に規定する事由が生じたとき
 - ② 出店者の店舗利用者から店舗利用のトラブルに関する苦情が頻発したとき
 - ③ 刑事処分・行政処分を科されたとき
 - ④ その他当社が消費者保護の観点等から出店停止等の措置が必要と判断したとき

第19条（損害賠償）

1. 本契約の履行に際し、出店者の責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、当社は当該出店者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第20条（免責）

1. 当社は、本サービスに掲載している店舗について、当社が独自に規定する審査基準に基づく出店審査を行っていますが、その適法性の全てを保証しているものではありません。
2. 当社は、本サービス上に掲載している店舗の営業実態などにつき、第1項の規定以上の詳細な調査を行う義務は負わないものとします。
3. 当社は、出店者に対して本サービスその他これに関連するサービス（以下、本条において「本サービス等」という。）を提供するにあたって、本サービス等が出店者の所期する目的に適合することおよび本サービス等にプログラム上のバグその他の不具合がないことを保証しません。また、本サービス等にプログラム上のバグその他の不都合がある場合であっても、当社はその不具合および不都合を修正等する義務を負いません。
4. 当社は、出店者が出店に関して被った損害（サーバまたはアプリケーションの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、出店者の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因の如何を問わない）について、賠償する責を負わないものとします。

5. 当社は、出店者に対する事前の承諾なく、本サービス等について、当社の判断によりその仕様等の変更、バージョンアップもしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができるものとします。
6. 当社は、サーバに障害が発生した等の理由により、サイトにおける出店者の出店ページ運営に支障が生じると当社が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができるるものとします。
7. 本サービスに関して、当社の故意・重大な過失その他当社の責に帰すべき事由により発生した出店者の損害に対して負う当社の賠償責任の範囲は、債務不履行責任・不法行為責任・その他法律上の請求原因の如何を問わず、出店者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に規定する上限を超えないものとします。
 - ① 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - ② 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1ヶ月未満は切捨て）に発生した本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - ③ 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

第21条（月額利用料等未払い時の扱い）

1. ツクツク!!!CMS ご利用規約第23条（初期費用および月額利用料等のお支払い方法）に規定する出店者の月額利用料等の未払いがあり、かつ所定の期日を過ぎても未払いの月額利用料等の入金確認が取れない場合、当社は出店者の出店ページならびに全コンテンツを非掲載にできるものとします。
2. 出店者の月額利用料等の未払いを起因とする出店ページならびに全コンテンツの非掲載期間が3ヶ月継続した場合、当社は本契約を解除することができるものとします。

第22条（当社からの相殺）

1. 当社は、出店者が本規約に基づき債務を履行しなければならない場合には、その債務と出店者への振込金額その他当社に対する債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. この場合、当社所定の方法により通知ができるものとします。また、当社は、所定の手続きを省略して出店者の振込金額その他の当社に対する債権を払い戻し、出店者の債務の弁済に充てたうえで、事後的に出店者に通知することができるものとします。

第23条（当社による解除・解約）

1. 当社は、出店者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに出店者の出店ページをノムノムおよびサーバから削除することができるものとします。
 - ① 本規約等に違反したとき
 - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - ⑤ 第2、3、4号の他、出店者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - ⑥ 解散または営業停止状態となったとき
 - ⑦ 当社または担当代理店もしくは担当販売加盟店が出店者と連絡を取ろうとしたにも関わらず、30日間以上にわたり連絡確認が取れないとき
 - ⑧ 業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
 - ⑨ 業務運営について当社による度重なる指導があったにも関わらず、改善がされないとき
 - ⑩ 出店者の当社に対する金銭債務について、当社による請求から3ヶ月間支払いがされないとき
 - ⑪ 業務運営が公序良俗に反しまたはノムノムにふさわしくないと当社が判断したとき
 - ⑫ 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断したとき
 - ⑬ その他当社が出店者との本契約の継続が困難であると判断したとき
2. 当社は、事由の如何を問わず、1ヶ月前までに出店者に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
3. 出店者が第1項各号の事由のいずれかに該当した場合には、出店者は、当社からの通知催告等がなくても、当社に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
4. 出店者が以下の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの請求によって、出店者は、当社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
 - ① 第18条（出店停止）第1項に基づく出店停止措置を受けている場合で、かつ、速やかに当社の指示に従った改善措置を行わずまたは行う見込みがないとき
 - ② 第1号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
5. 当社は、第5条（権利の譲渡等）に基づく出店（出店ページをサイト上に公開する）許可をするまでは、出店者から既に受領した使用料を返還することにより本契約を直ちに解約することができるものとします。

6. 第1項、第2項または第5項により本契約が終了した場合でも、当社は、出店者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他出店者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第24条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、出店者による本サービスの利用が開始された月の末日までとします。なお、期間満了までに当社、出店者いずれからも契約終了の意思表示がなく、かつ決済代行会社から特段の異議がない場合には、本契約は更に1ヶ月延長されるものとし、以降も同様とします。

第25条（出店者による解除・解約）

1. 出店者は、解約希望月の末日までに当社所定の方法にて通知（当日消印有効）を行うことにより本契約を解除することができるものとします。
2. 第1項の通知翌月以降、当社にて解約の手続きが完了するまでの間の月額利用料は発生しないものとします。

第26条（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

1. 当社は、出店者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、出店者に何らの催告なく本契約を解除するとともに、直ちに出店者の出店ページをノムノムおよびサーバから削除することができるものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
 - ② 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人である場合
 - ③ 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
 - ④ 出店者（出店者が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または出店者が刑事訴追を受けた場合
 - ⑤ 自らまたは第三者を利用して、当社または顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる等した場合
 - ⑥ 当社または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
2. 第23条（当社による解除・解約）第3項および第6項の規定は、本条第1項により当社が本契約を解除した場合に準用します。

第27条（存続条項）

1. 本規約の第10条（知的財産権の帰属）、第13条（顧客（ユーザー）情報）、第14条（守秘義務）、第19条（損害賠償）、第20条（免責）、第28条（準拠法、合意管轄裁判）の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

第28条（準拠法、合意管轄裁判所）

1. 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、当社と出店者との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（本規約等の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の裁量により本規約等を変更することができるものとします。
 - ① 本規約等の変更が、出店者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は第1項による本規約等の変更にあたり、変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を、当社が適当と認める方法により公表・通知するものとします。
3. 本規約等の変更については、当該規約の効力発生日以降に出店者が出店を継続した場合には、出店者は、本規約等の変更に同意したものとみなします。

令和6年8月1日規約制定